

議案第 3 4 号	三田市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について
農 業 振 興 課	農業災害補償法施行規則等の一部改正に伴い、畑作物共済の共済金の算出方法の見直し及び園芸施設共済における補償の拡充を行う等に当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p>【改正趣旨】 農業災害補償法施行規則等の改正により、平成 2 7 年産から畑作物共済の共済金の算出方法の見直し及び園芸施設共済における補償の拡充が行われることを踏まえ、当該条例の一部を改正しようとするもの。併せて、畑作物共済において、引受方式の追加、共済申込み期間の見直しを行う。</p> <p>【改正内容】</p> <p>1 畑作物共済における大豆一筆単位方式の追加 畑作物共済における大豆一筆単位方式における引受を可能にするため、第 7 0 条の 2 第 3 項において定義を追加し、第 7 0 条の 1 2 第 2 項において共済金額に関する規定を追加し、第 7 0 条の 1 5 第 2 項において共済金額の支払いに関する規定を追加する。</p> <p>2 畑作物共済における大豆共済申込み期間の見直し 第 7 0 条の 8 に掲げている責任期間の前に共済関係が成立するよう、共済の申込み期間を実態に即した形に変更するため、第 7 0 条の 3 第 2 項を改正する。 【現行】 6 月 1 日から 6 月 3 0 日 → 【変更後】 5 月 2 0 日から 6 月 1 0 日</p> <p>3 畑作物共済における共済金額選択の追加 畑作物共済損害評価要綱（昭和 5 4 年 4 月 2 3 日付け農経 B 第 1 0 1 8 号農林水産省経済局長通知）の一部改正により、経営所得安定対策の畑作物直接支払交付金の営農継続支払の交付を受ける場合、営農継続支払と数量払の交付金額が均衡する収量（以下「分岐収量」とする。）以下では、共済金は販売収入相当の金額のみが支払われることとなる。そのため、第 7 0 条の 1 2 第 3 項において、第 2 項で定めた単位あたり共済金額以外の金額を共済金額にする申出を行えば、畑作物共済加入者の共済金額は当該申出に係る金額とする規定を追加し、分岐収量以下の農業者が販売収入額相当の共済金の申込みを行うことを可能にする。 第 4 項において、第 3 項の内容の申出は市に毎年提出する規定を追加する。</p> <p>4 園芸施設共済における撤去費用の見直し及び復旧費用の追加 第 7 0 条の 2 1 第 2 項において、園芸施設共済の撤去費用申込について、これまで単位あたり撤去費用が定められた特定園芸施設のみが対象であったが、全特定園芸施設が対象となるように改正する。 第 7 0 条の 2 3 第 3 項において、園芸施設共済加入者は園芸施設復旧費用額を加えて得た金額を加えて得た金額による損害の額を算定する申出をすることができる項目を追記する。 上記 2 点の変更に伴い、第 1 6 条第 5 項において通知義務内容の追加として復旧計画書を提出する項目を定め、第 6 項において撤去又は復旧をした際への通知義務を定め、第 7 項において前項の通知についての報告期日を定める規定を追加する。</p>	

また、第70条の25の2第9項において、園芸施設に係る共済関係が設立した際に交付しなければならない書面において、特定園芸施設撤去費用額又は園芸施設復旧費用額に係る領収書又は請求書の提出期日及びその提出方法を記載する規定を追加する。

さらに、第70条の30第3項及び第4項において共済金額について定める規定を追加し、第70条の33第4項において特定園芸施設共済撤去費用における撤去費用の支払額について、第70条の33第5項及び第6項において復旧費用の算定方法及び共済金の支払額について定める規定を追記する。

【施行期日】

兵庫県知事の認可のあった日から施行する。

【経過措置】

この条例による改正後の三田市農業共済条例の規定は、施行日又は平成27年4月1日のいずれか遅い日以降に共済責任開始期間を開始する共済関係について適用し、同日前に共済責任期間の開始する共済関係については、なお従前の例による。

【予算措置】

平成27年3月議会に、平成27年度歳入歳出予算として計上